

八雲町木彫り熊資料館からのお知らせ

## 企画展志 柴崎重行の木彫り熊

独自の彫り方で木彫り熊を制作し、熊をモチーフとした芸術家と呼ばれる柴崎重行の、初期から晩年までの作品を展示します。

### 【開催日時】

9月18日(土)

～11月7日(日)

午前9時～午後4時30分

※祝日は開館しません。

### 【開催場所】

八雲町木彫り熊資料館

木彫り熊展示室内

### 【入場料】

無料

【問い合わせ先】  
八雲町郷土資料館・木彫り熊資料館

熊資料館

☎0137-63-3131

## 消防本部からお知らせ

### 応急手当を 身につけよう

消防本部では、普通救命講習を次の日程で行います。

いざという時のためにあなたも応急手当を身につけておきましょう。

### 【日時】

9月18日(土)

午前9時30分～

午後0時30分

### 【場所】

八雲消防署 定員20名程度

熊石消防署 定員6名程度

### 【対象】

中学生以上で町内在住または在勤している方(受講者には、カリキュラムを終了すると修了証を交付します)。

※講習は新型コロナウイルス感染症の発生状況により中止とする場合があります。

※この日以外にも救命講習を実施しています。希望する方は左記まで問い合わせください。

【問い合わせ先】

八雲消防署防救急課

☎0137-63-2686

熊石消防署防係

☎01398-2-3393

## 知っていますか？

### 北海道の「苦情審査 委員」制度

北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が「北海道苦情審査委員」制度です。皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員に申し立てができ、皆さんに代わって苦情審査委員が公正で中立な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。もちろん、個人情報保護にも配慮します。

苦情申し立ての窓口は左記問い合わせ先へ苦情申立書に必要な事項を記入し、提出してください。

※苦情申立書は窓口および道HPからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】

北海道総合政策部知事室

道政相談センター

☎011-204-5523

渡島総合振興局総務課

☎0138-47-9411

## 困りごと、争いごと を調停で解決しませんか？

お隣との土地の境界がはつきりしない、隣の家からの落雪による家屋の修理代を相手

が弁償をしてくれない、貸したお金を返してくれない、売金を買代金を払ってくれない、敷金を買代金を払ってくれない、給料を払ってくれないなどの民事上の紛争や困りごとを、相手との話し合いで解決する手続きが民事調停です。

また、夫婦間の離婚、家族の生活費、養育費、面会交流をめぐる争いがある、遺産をめぐる相続人間で話し合いがつかないなどの家庭をめぐるトラブルを話し合いで解決する家事調停です。

【調停手続きのポイント】

1 手続きが簡単

特別な法律知識がなくても本人が手続きを行います。申立用紙は、窓口またはHPからダウンロードできます。

2 柔軟な解決ができる

双方が納得するまで話し合い、実情に合った柔軟な解決を目指します。

3 申立手数料などの費用が安い

民事調停の申立手数料は、裁判の半額。家事調停の申立手数料は、基本的に1,200円です。

4 秘密が守られる

調停は非公開です。安心して事情を話すことができます。

5 早く解決できる

裁判官と調停委員が仲立ちをして、ポイントを絞った話し合いをするので、比較的早く解決できます。

6 専門家の調停委員がいる

調停委員には、医師、税理士、建築士、不動産鑑定士、弁護士などの専門家が選ばれています。

7 遠隔地の裁判所の調停でも、お近くの裁判所で手続き可能!

近くの裁判所の電話会議システムを利用して調停手続きを行うことができます。

※ただし、相手が調停に応じないと、話し合いができません。調停手続きが終了します。

【問い合わせ先】

八雲簡易裁判所

函館家庭裁判所八雲出張所

☎0137-62-2494

江差簡易裁判所

函館家庭裁判所江差支部

☎0139-52-0174